

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設及び排出基準（令和7年9月30日まで）

	水銀排出施設		規模・要件（以下のいずれかに該当するもの）	排出基準 ^(注1) （ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	
				新規施設	既存施設 ^(注2)
1	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		●燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上	8	10
2	小型石炭混焼ボイラー ^(注4)			10	15
3	一次精錬の用に供する施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： ●原料処理能力1t/時以上 金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： ●火格子面積 1 m^2 以上 ●羽口面断面積0.5 m^2 以上 ●燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	15	30
4		鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5 m^2 以上 ●羽口面断面積0.2 m^2 以上 ●燃焼能力 ^(注3) 20L/時以上 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ●燃焼能力 ^(注3) 10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上	30	50
5	二次精錬の用に供する施設	銅、鉛又は亜鉛	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力0.5t/時以上	100	400
6		工業金		30	50
7	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		●火格子面積 2 m^2 以上 ●焼却能力 200kg/時以上	30	50
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 ^(注5) 又は水銀含有再生資源 ^(注6) を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）（施設規模による裾切りはなし。）	50	100
9	セメントの製造の用に供する焼成炉		●火格子面積 1 m^2 以上 ●燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ●変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 ^(注7)

（注1）既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

（注2）施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

（注3）バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したものの。

（注4）バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの。

（注5）水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

（注6）水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

（注7）原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。